



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(五六)
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(五七)
- 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五八)
- 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五九)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(六〇)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(六一)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(六二)
- 健康保険法施行令の一部を改正する政令(六三)

〔省 令〕

- 会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(法務七)
- 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(同八)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務八)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同四九)
- 健康保険法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同五一)
- 勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(同五二)
- 動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産一四)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同一五)
- 土地改良法施行規則の一部を改正する省令(同一六)

〔告 示〕

- 鶏卵の表示に関する公正競争規約を認定した件(公正取引委六)
- 健康保険印紙の形式の全部を改正する件の一部を改正する件(財務八八)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(同八九、九二)
- 相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件(同九三)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働一〇九)
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一一〇)
- 介護保険法施行規則第四百十条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一一一)
- 健康保険法施行規則第三百五十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣の定める費用の額の算定方法を定める件(同一一二)
- 放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一一三)

- 薬事法施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬品外品の一部を改正する件(同一一四)
- 放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(同一一五)
- 薬事法第五十条第八号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一一六)
- 薬事法第五十条第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならぬ医薬品等の一部を改正する件(同一一七)
- 薬事法施行規則第四百十条の規定に基づき深夜及び早朝の時間帯として厚生労働大臣が定める時間帯及び他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売又は授与に関する厚生労働大臣が定める基準を廃止する件(同一一八)
- 薬事法施行規則第五百四十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一一九)
- 薬事法施行規則第二百十号第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品を定める件(同一二〇)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第二条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表第一号中

平成十九年四月から平成二十一年三月まで

平成十九年四月から平成二十一年三月まで

〇・九八八

に改める。

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで

〇・九七七

(平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の一部改正)

第三条 平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令(平成十六年政令第百十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

第一項中「平成十八年四月分」を「平成二十一年四月分」に、「平成十七年五月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に、「平成十七年六月一日」を「平成二十年六月一日」に改める。

第二項中「平成十七年六月一日」を「平成二十年六月一日」に、「四・八二六」を「四・八四三」に改める。

第三項中「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第百十九号)を「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第五十九号)」に、「平成十六年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令」を「平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十一年三月以前の月の分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

総務大臣 鳩山 邦夫
内閣総理大臣 麻生 太郎

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第一条第一項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第十一号中、「調停補助者、勸解者」及び「弁護人若しくは」を削り、「代理人」の下に「裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員、裁判員候補者」を加える。

附則第十条を次のように改める。
第十条 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律(平成二十年法律第二十四号)第二条第二項の規定により平成二十一年四月一日以後発行される公債に係る収入については、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において平成二十年度所属の歳入金として平成二十一年六月三十日まで受け入れることができる。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条第一号の改正規定は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の施行の日(平成二十一年五月二十一日)から施行する。

財務大臣 与謝野 馨
内閣総理大臣 麻生 太郎

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十一号

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十八条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第二条第一号及び第二号並びに第三条第一号及び第二号中「二万六千二百円」を「三万百円」に改める。

第五条第一項第一号から第三号まで及び第六条第一項第一号中「二万九千四百円」を「二万三千四百円」に改める。
第七条第一項第一号イ(1)中「四十八万七千七百円」を「五十三万三千八百円」に改め、同号イ(2)中「三万五千五百円」を「十四万七千七百円」に改め、同号イ(3)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(4)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(5)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(6)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(7)及び(8)中「二万九千二百円」を「二万八千百円」に改め、同号イ(9)及び(10)中「二十万三千五百円」を「二十万二千二百円」に改め、同号イ(11)及び(12)中「二万九千三百円」を「二万三千三百円」に改め、同号イ(13)及び(14)中「二万四千四百円」を「二万三千五百円」に改め、同号イ(15)中「五万千五百円」を「四万三千二百円」に改め、同号ロ(1)及びハ中「二万円」を「二万四千四百円」に改め、同号ニ中(5)までを(11)まで」に改め、同号ニ(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。)第八十条第二項第七号ハに掲げる医療機器のうち、既に製造販売の承認を与えられている医療機器(法第十四条の四第一項第一号に規定する新医療機器であつてその製造販売の承認のあつた日後同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないもの及び同条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が指示する医療機器であつて同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間を経過していないものを除く。以下この二において「既承認医療機器」という。)と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なるものであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器でないもの十万円

(2) 令第八十条第二項第七号八に掲げる医療機器のうち、法第十四条第三項の厚生労働省令で定める医療機器であつて、同項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しなければならないもの(1)に掲げるものを除く。十万円

(3) 既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なるものであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器でないもの(1)に掲げるものを除く。十万円

第七条第一項第一号(5)中「(4)」を「(10)」に改め、同号(5)を同号(11)とし、同号(4)を同号(10)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4) 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める医療機器であつて、同項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しなければならないもの(1)から(3)までに掲げるものを除く。十万円

(5) 令第八十条第二項第七号八に掲げる医療機器であつて、法第十四条第二項第三号(法第九十条の二第五項において準用する場合を含む。)の審査に係る基準が定められている医療機器(1)、(2)、(5)、(8)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。三万三千三百円

(6) 法第十四条第二項第三号(法第九十条の二第五項において準用する場合を含む。)の審査に係る基準が定められている医療機器(5)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。三万三千三百円

(7) 令第八十条第二項第七号八に掲げる医療機器(1)、(2)、(5)、(8)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。三万三千三百円

(8) 令第八十条第二項第七号八に掲げる医療機器であつて、既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められるもの(2)、(5)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。三万三千三百円

(9) 医療機器(1)から(8)まで、(10)及び(11)に掲げるものを除く。三万三千三百円

第七条第一項第二号イ(1)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(2)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(3)中「一万六千七百円」を「二万六千七百円」に改め、同号イ(4)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(5)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(6)中「一万六千七百円」を「二万六千七百円」に改め、同号イ(7)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(8)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(9)中「一万六千七百円」を「二万六千七百円」に改め、同号イ(10)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(11)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(12)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(13)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(14)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(15)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(16)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(17)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(18)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(19)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(20)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(21)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(22)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(23)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(24)及び(25)中「九万九千五百円」を「二万三千五百円」に改め、同号イ(26)中「三万五千三百円」を「四万二千八百円」に改め、同号ロ(1)及びハ中「二万五千八百円」を「二万九千七百円」に改め、同号ニ(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 前号ニ(1)から(4)までに掲げる医療機器 九万五千円
- (2) 前号ニ(5)及び(6)に掲げる医療機器 二万八千四百円
- (3) 前号ニ(7)から(9)までに掲げる医療機器 二万八千四百円

第七条第四項第一号中「十五万円」を「十四万九千五百円」に改め、同項第二号中「百二十二万四百円」を「百十九万五千三百円」に改め、同項第三号中「千八百七十五万四千九百円」を「千八百七十五万四千五百円」に改める。

第九条第一項第一号イ中「十六万六千四百円」を「十八万四千九百円」に改め、同号ロ中「六万五千五百円」を「七万四千三百円」に改め、同項第二号イ中「八万四千百円」を「九万二千四百円」に改め、同号ロ中「六万四千九百円」を「七万六千七百円」に改める。

第十二条第一号及び第十二条の二第一項第一号中「二万六千二百円」を「三万百円」に改める。

第十四条中「薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同条第一号中「一万七千四百円」を「二万三千三百円」に改め、同条第二号中「一万五千七百円」を「一万九千七百円」に改める。

第十五条第一号中「一万七千四百円」を「二万三千三百円」に改め、同条第二号中「二万五千七百円」を「二万九千七百円」に改める。

第十七条第一項第一号ニ(3)までを(9)までに改め、同号(1)中「三百七十七千円」を「八百七十七万五千五百円」に改め、同号(2)中「二十八万二千九百円」を「六百二十一万三千円」に改め、同号(3)中「百六十六万四千三百円」を「六百二十一万三千円」に改め、同号ニに次のように加える。

- (4) 第七条第一項第一号ニ(4)に掲げる医療機器 三百七十二万二千二百円
- (5) 第七条第一項第一号ニ(5)に掲げる医療機器 四十二万九千二百円
- (6) 第七条第一項第一号ニ(6)に掲げる医療機器 三十四万四千四百円
- (7) 第七条第一項第一号ニ(7)に掲げる医療機器 二百三十五万五千四百円
- (8) 第七条第一項第一号ニ(8)に掲げる医療機器 百七十六万七千七百円
- (9) 第七条第一項第一号ニ(9)に掲げる医療機器 百四十九万九千九百円

第十七条第一項第二号ニ(1)から(3)に「(1)から(9)までに」に、「(3)まで」を「(9)までに」に改め、同号(1)中「百五十三万八千円」を「四百三十五万七千五百円」に改め、同号(2)中「十四万三千五百円」を「三百十九万九千九百円」に改め、同号(3)中「五十八万四千百円」を「三百十九万九千九百円」に改め、同号ニに次のように加える。

- (4) 第七条第一項第一号ニ(4)に掲げる医療機器 百八十七万二千四百円
- (5) 第七条第一項第一号ニ(5)に掲げる医療機器 二十一万七千六百円
- (6) 第七条第一項第一号ニ(6)に掲げる医療機器 十七万三千六百円
- (7) 第七条第一項第一号ニ(7)に掲げる医療機器 百十八万二千二百円
- (8) 第七条第一項第一号ニ(8)に掲げる医療機器 八十八万四千二百円
- (9) 第七条第一項第一号ニ(9)に掲げる医療機器 七十万九千五百円

第十七条第二項第一号又中「第七条第一項第一号ニ(1)」を「第七条第一項第一号ニ(1)から(4)までに」に改め、同号ル中「第七条第一項第一号ニ(2)」を「第七条第一項第一号ニ(5)又は(6)」に改め、同号ヲ中「第七条第一項第一号ニ(3)」を「第七条第一項第一号ニ(7)から(9)までに」に改める。

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎